（別紙４）

愛媛県土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ作業土工（床掘工））「受注者希望型」特記仕様書

（適用）

第１条　本工事は、受注者が３次元データ等を活用する「ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ作業土工（床掘工））」（以下、「ＩＣＴ活用工事」という）であり、本工事の実施にあたっては、工事請負契約書及び土木工事共通仕様書等によるほか、愛媛県ＩＣＴ活用工事実施要領及び本仕様書によるものとする。

（ＩＣＴ活用工事）

第２条　ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階においてＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選択）②③⑤の段階で施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

①　３次元起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはＩＣＴを用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外で取得した３次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ＩＣＴを用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、1)～7)から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

1）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
2）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
5）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
6）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
7）RTK-GNSS を用いた起工測量

②　３次元設計データ作成

受注者は、３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械により施工を実施する場合、①で計測した測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工を行うため、３次元設計データを作成する。

③　ＩＣＴ建設機械による施工

下記 1）2)に示すＩＣＴ建設機械により施工を実施する。

1）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械
※ＭＣ：「マシンコントロール」の略称、ＭＧ：「マシンガイダンス」の略称

2）２次元ＭＧ建設機械
建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する２次元マシンガイダンス技術を用いて掘削等を実施する。

ただし、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④　３次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤　３次元データの納品

②により作成した３次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

ただし、①において、３次元起工測量を実施した場合は、取得した３次元測量データも３次元データ納品の対象とする。

（ＩＣＴ活用工事の実施手続き）

第３条　受注者は、ＩＣＴ活用工事の施工に先立ち「愛媛県ＩＣＴ活用工事に関する協議書」を発注者に提出し、受発注者間の協議が整った場合に実施できるものとする。

（設計積算）

第４条　ＩＣＴ活用工事に伴う経費については、「土木工事標準積算基準書（愛媛県）」「ＩＣＴ活用工事積算要領（国土交通省）」等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。なお、３次元起工測量並びに３次元データの作成を行う場合は、見積書を提出するものとし、発注者が妥当性を確認の上、設計変更の対象とする。

（監督・検査）
第５条　ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、国土交通省が定めたＩＣＴ作業土工（床掘工）に関する基準により行うものとする。なお、工事検査の実施にあたって必要となる機器類は、受注者がこれを準備するものとする。

（工事成績評定）
第６条　ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で評価する。

（現場見学会等の実施）
第７条　受注者は、発注者が本工事の工事現場でＩＣＴ活用工事見学会等を実施する場合は、協力しなければならない。

（調査等への協力）
第８条　受注者は、完成検査までに「ＩＣＴ活用工事の実施におけるアンケート調査票」を提出しなければならない。また、発注者がアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

（その他）
第９条　ＩＣＴ活用工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。